

最高裁秘書第2391号

令和8年7月13日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

会計検査院実地検査について（令和7年5月頃の事務連絡）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年10月30日付け（同年11月4日受付）

2 答申番号

令和8年度（最情）答申第12号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）